令和５年度

６年目研修

実施要項及び実施手引

鳥取県教育センター

目　　次

鳥取県公立学校の教員としての資質の向上に関する指標【教諭等】・・・・・・・・１

鳥取県公立学校の教員としての資質の向上に関する指標【養護教諭】・・・・・・・・２

実施要項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

実施手引 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

資料「中堅教諭等資質向上研修に係る在職期間の計算方法等について」・・・・・１１

※本実施要項及び実施手引における表記について

・小学校・義務教育学校を小学校、中学校・義務教育学校を中学校と表記する。
・市町村（学校組合）教育委員会を市町村教育委員会と表記する。
・市町村（学校組合）立学校を市町村立学校と表記する。
・とっとりメンター方式をメンター方式と表記する。

鳥取県公立学校の教員としての資質の向上に関する指標【教諭等】

令和5年4月1日　鳥取県教育委員会

職／ステージ／指針における5つの柱・観点・キーワード			教諭等・主幹教諭・教頭・副校長				
			キャリアスタート期（教員養成完成時・採用時）	育成期（第1ステージ）（1～5年目） 教員としての必要な基礎的素養・指導技術を広く習得し、実践的指導力を身に付けるとともに、学校組織の一員としての自覚を高める。	向上期（第2ステージ）（6～10年目） 第1ステージの経験をもとに、学習指導や学級経営の専門的知識・技能を習得するとともに、得意分野の開発と実践的指導力の向上及び視野の拡大を図る。	充実期（第3ステージ）（11年目以降） 第2ステージの経験をもとに、職務に関する専門性をよりいっそう高め、広い視点から学校運営に積極的に参画するとともに、指導的立場としての力量及び管理的立場としての力量(マネジメント能力)を高める。	
						充実期前期（11～15年目）	充実期後期（16年目以降）
教職に必要な素養に主として関するもの							
素養	理解力、教育的愛情		児童生徒に対する深い理解と教育的愛情を有している。				
素養	専門的知識・技能、指導力		教科等に関する専門的な知識・技能と実践的な指導力を有している。				
素養	創造力、対応能力		課題解決に向けた柔軟な発想と対応能力を有している。				
素養	自覚、協調性、倫理観		組織の構成員としての自覚と協調性を有するとともに、教育公務員としての倫理観、及び法令順守の精神を有している。				
素養	教養、人権意識		社会人としての豊かな教養、優れた人権意識を有している。				
学校運営・教職員連携	学校安全への対応	・危機管理	・学校教育の社会的・制度的・法律的・経営的理解に関する基礎理論・知識を習得している。	・危機管理体制（危機管理マニュアル）を把握し、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるための適切な対応や危機の未然防止に努めている。	・危機管理体制（危機管理マニュアル）を把握し、学年や学校全体を広く見渡す視点に立った上で、過去の事例に学びながら、迅速な対応及び危機の未然防止に努めている。	・危機管理体制（危機管理マニュアル等）を把握し、必要に応じて危機管理体制の点検や改善をしている。	・学校全体の視点に立って、危機の未然防止策や危機発生時の具体的な対応策について、校長に進言したり、教職員に指示したりするなどの対応を行っている。
学校運営・教職員連携	家庭・地域とつながる力	・学校、家庭、地域との連携・協働	・地域社会に貢献することについて、自分なりの考えを持ち、実行しようとしている。	・家庭・地域と連携・協働し、児童生徒を共に育んでいこうとする関係を築いている。	・家庭・地域・関係機関等と連携・協働し、組織的な対応をしながら児童生徒の指導を推進している。	・家庭・地域・関係機関等との連携・協働を通じて、必要な情報を収集・発信しながら、学校課題の解決に向けた校内体制を構築している。	・家庭・地域・関係機関等との連携・協働を通じて、保護者や地域等の協力を得ながら学校課題の解決に向けた取組を推進する役目として率先して行動している。
学校運営・教職員連携	組織として連携・協働する力（同僚、関係機関、異校種）	・目標 ・業務改善 ・ICT等による業務の効率化 ・事務 ・外部 ・チームマネジメント ・協働的教職員集団づくり	・集団で業務を遂行する際、自らの役割に応じて適切に行動し、力を発揮している。	・管理職や同僚の指導・助言を受けながら、組織の中における自らの役割や責任を自覚するとともに、その一員としての業務を遂行している。	・同僚と協働しながら適切に業務を遂行するとともに、関係機関・異校種との連携を適切に行っている。 ・学年や教科等の組織から学校全体を広く見渡す視点に立って、自校の特色について把握し、その特色を生かした実践を行っている。	・学校課題の解決に向けて、関係機関・異校種との連携を計画的かつ積極的に行い、組織力を向上させている。 ・組織全体について、自己の経験を生かしながら内外の環境要因を広く見渡し、その特色を生かした「チーム学校」（効果的・効率的な組織）としての教育活動を展開している。	・様々な学校課題の解決に向けて、教職員間や関係機関等との連携・協働体制の構築に向けて、校長を補佐しながら「チーム学校」（効果的・効率的な組織）作りに努めている。 ・教職員の意見を積極的に吸い上げるなど、風通しのよい職場作りに努めている。
				・働き方改革の目的を理解し、ICTの効果的な活用等による業務の効率化を進めている。			
				・各期（ステージ）において、学校教育目標の達成に向けて管理職及び同僚と協働しながら取り組むとともに、取組の継承や後継者育成を意識しながら業務を遂行している。			
学習指導に主として関するもの							
学習指導（授業力）	各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントの実施	・年間指導計画 ・単元構想 ・学習指導案	・教育課程の編成に関する基礎理論・知識を習得している。	・「学習指導要領」の趣旨・内容を理解し、担当教科・領域の年間指導計画を作成するとともに、児童生徒の実態を把握し、その実態に応じた単元構想や教材づくりに取り組んでいる。	・「学習指導要領」の趣旨・内容を理解し、学年や教科の系統性を踏まえた年間指導計画の工夫・改善を行うとともに、児童生徒の実態や学校、地域の特色を生かした単元構想や教材開発に取り組み、専門性の向上を図っている。	・「学習指導要領」の趣旨・内容を生かし、教科横断的な視点を持って校内の教育課程づくりに携わるとともに、現状分析をもとに学校や地域の特色を生かした単元構想や教材開発を行い、校内研究会等で改善案を提案している。	・校長の示す学校教育目標や学校として目指す方向性、及び教育活動の在り方を踏まえ、学校の特色化・魅力化づくりに積極的に関与している。
学習指導（授業力）	主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善	・学習集団 ・指導評価 ・指導法工夫 ・授業改善 ・主体的、対話的で深い学び	・学習指導法に関する基礎理論・知識を習得している。	・課題の発見・解決に向けた主体的・対話的で深い学びを実現させるための授業を実践している。	・課題の発見・解決に向けた主体的・対話的で深い学びを実現させるための授業を実践することで、これからの時代に求められる資質・能力の育成を図っている。	・課題の発見・解決に向けた主体的・対話的で深い学びを実現させるための授業を実践するとともに、教科横断的な視点を持って校内における授業改革の推進を行っている。	
生徒指導に主として関するもの							
児童生徒理解・指導	児童生徒の理解と学級経営	・児童生徒との関わり ・集団づくり	・学習集団形成に関する基礎理論・知識を習得している。	・学級経営の具体的な方策を立案し、実行している。	・学級経営において、児童生徒の個別理解を図るとともに、学級集団の状況を把握している。	・学級経営目標に対する現状を的確に分析し、改善に向けた具体的な方策を提案している。	・個々の児童生徒の実態を的確に把握し、担任や学年団の相談役になるとともに、関係機関等との連携を積極的に図ることで、組織的な対応ができる体制づくりに努めている。
児童生徒理解・指導	教育相談、生徒指導及びいじめ・不登校対策	・個への対応 ・コミュニケーション能力	・生徒指導、教育相談に関する基礎理論・知識を習得している。	・教育相談や生徒指導を適切に行う上で必要な理論や技法について理解するとともに、児童生徒の特性や人間関係、家庭環境等を把握し、それらを考慮した指導・支援を行っている。 ・いじめ・不登校等の課題に対して、関係教職員への報告・連絡・相談を密にして、解決に向けて対応している。	・学年全体の児童生徒一人一人の特性や人間関係、家庭環境などを多面的に捉え、個に応じた適切な指導・支援を行っている。 ・同僚の生徒指導上の悩みを理解し、課題の解決に向けて指導・助言を行っている。 ・いじめ・不登校等の課題について、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携し、課題の解決に向けて組織的に対応している。	・学校全体の児童生徒の実態を的確に把握し、個に応じた適切な指導・支援を組織的に継続して行っている。 ・学校全体の生徒指導上の課題について教職員間で共通理解を図るとともに、課題の解決に向けて、児童相談所等の関係機関と連携しながら組織的に対応している。	
児童生徒理解・指導	キャリア教育（生き方・進路指導）	・生き方指導	・キャリア教育（生き方・進路指導）の重要性を認識している。	・キャリア教育（生き方・進路指導）に必要な知識を活用し、児童生徒に将来の夢や希望を持たせる指導を行うとともに、地域や故郷への愛着を育む指導を行っている。 ・児童生徒の実態や学校（学科）の特色、地域の実情など様々な視点から現状を把握するとともに、児童生徒に、卒業時点で「何ができるようにさせたいか」を具体的に定めている。	・児童生徒の夢や希望及び実態を的確に把握し、キャリア教育（生き方・進路指導）の視点に立って、個に応じた適切な指導を行っている。	・キャリア教育の全体計画や年間指導計画の内容を理解し、その意味を児童生徒に理解させるとともに、系統だった指導を学年団等の組織をまとめながら適切に実践している。	・学校教育目標や学校の目指す方向性を理解し、育成したい児童生徒像を明確に把握しながら、その生き方指導の基本となる全体計画や年間指導計画の構築に取り組んでいる。
特別な配慮や支援を必要とする子供への対応に主として関するもの　※「学習指導」「生徒指導」を個別最適に行うものとして位置づけ							
学習指導 生徒指導	特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応	・特別支援教育の視点	・特別な配慮や支援を必要とする児童生徒の特性等を理解し、支援に必要な基礎的な知識を習得している。	・児童生徒の実態把握に基づいた「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」を作成し、一人一人の教育的ニーズに応じた学習上・生活上の支援の工夫を行っている。	・保護者や関係機関と連携しながら、「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」の作成・活用や、学習上・生活上の支援の工夫を行っている。	・保護者や関係機関と連携しながら、「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」の作成・活用や、組織的な校内支援体制を構築した上での学習上・生活上の支援の工夫を行っている。	
ICTや情報・教育データの利活用に主として関するもの　※「学習指導」「生徒指導」「特別な配慮や支援を必要とする子供への対応」をより効果的に行うための手段として位置づけ							
学習指導 生徒指導	ICTや情報・教育データの利活用	・ICTの授業・校務等への活用 ・情報・教育データの活用	・ICT活用の意義を理解し、ICTの活用に関する基礎的な知識・技能を習得して授業や校務等に活用しようとしている。	・ICT活用の意義を理解し、ICTを授業や校務等に積極的に活用している。	・ICT活用の意義を理解し、ICTを授業や校務等に効果的に活用している。 ・「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向け、児童生徒の学習の改善を図るため、教育データを活用している。	・ICT活用の意義を理解し、ICTを授業や校務等に効果的に活用している。 ・「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向け、児童生徒の学習の改善を図るため、教育データを効果的に活用している。 ・他の教職員にICTや教育データの効果的な活用方法を助言している。	

※　必要に応じて、「児童生徒」は「幼児児童生徒」と読み替える。

鳥取県公立学校の教員としての資質の向上に関する指標【養護教諭】

平成31年4月1日　鳥取県教育委員会

観点 指針の配慮項目番号 キーワード ＼ ステージ			養護教諭				
			キャリアスタート期（教員養成完成時・採用時）	育成期（第1ステージ）（1～5年目）	向上期（第2ステージ）（6～10年目）	充実期（第3ステージ）（11年目以降）	
				教員としての必要な基礎的素養・指導技術を広く習得し、実践的指導力を身に付けるとともに、学校組織の一員としての自覚を高める。	第1ステージの経験をもとに、保健教育や保健管理の専門的知識・技能を習得するとともに、学校保健活動の推進力と実践的指導力の向上及び視野の拡大を図る。	第2ステージの経験をもとに、職務に関する専門性をよりいっそう高め、広い視点から学校運営に積極的に参画するとともに、指導的立場としての力量及び管理的立場としての力量(マネジメント能力)を高める。	
						充実期前期（11～15年目）	充実期後期（16年目以降）
素養	①教員を担うに当たり必要となる素養	理解力、教育的愛情	児童生徒に対する深い理解と教育的愛情を有している。				
		専門的知識・技能、指導力	保健教育、保健管理等に関する専門的な知識・技能と実践的な指導力を有している。				
		創造力、対応能力	課題解決に向けた柔軟な発想と対応能力を有している。				
		自覚、協調性、倫理観	組織の構成員としての自覚と協調性を有するとともに、教育公務員としての倫理観、及び法令順守の精神を有している。				
		教養、人権意識	社会人としての豊かな教養、優れた人権意識を有している。				
保健教育	②教育課程の編成、教育の方法及び技術	各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントの実施	・年間指導計画 ・単元構想 ・学習指導案	・教育課程の編成に関する基礎理論・知識を習得している。	・「学習指導要領」の趣旨・内容を理解し、保健に関連する教科・領域の年間指導計画を把握した上で、児童生徒の実態に応じた単元構想や教材づくりに取り組んでいる。	・「学習指導要領」の趣旨・内容を理解し、学年や教科の系統性を踏まえた年間指導計画の工夫・改善に参画するとともに、児童生徒の実態や学校、地域の特色を生かした単元構想や教材開発に取り組み、専門性の向上を図っている。	・「学習指導要領」の趣旨・内容を生かし、教科横断的な視点を持って校内の教育課程づくりに携わるとともに、現状分析をもとに学校や地域の特色を生かした単元構想や教材開発を行い、校内研究会等で改善案を提案している。	・校長の示す学校教育目標や学校として目指す方向性、及び教育活動の在り方を踏まえ、学校の特色化・魅力化づくりに積極的に関与している。
保健管理及び児童生徒理解・指導	③学級経営④児童及び生徒理解、教育相談、進路指導及びキャリア教育、いじめ・不登校対策⑤特別支援教育等	保健管理	・心身の健康管理 ・学校環境の管理	・健康診断、健康観察、救急処置、環境衛生検査等、保健管理の基礎事項について理解している。	・教職員、学校医、学校歯科医と連携して、健康診断や健康観察を適切に実施するとともに、事後措置についても速やかに行っている。 ・学校における救急処置の範囲を理解し、校内の救急体制を確立した上で、養護教諭としての専門的な判断をしている。 ・学校薬剤師と連携して、環境衛生検査を的確に実施している。	・保健管理全般について、校内職員や外部機関等と連携し、観察、検査等を改善を図りつつ適切に実施している。 ・救急体制について全教職員の共通理解を図り、校内研修の充実に取り組むとともに、関係する医療機関等と連携している。	・児童生徒の実態や状況を多面的に捉え、保健情報を総合的に評価し、個別の健康課題を的確にアセスメントしつつ、児童生徒一人ひとりの指導・支援を行っている。 ・学校全体の健康課題を的確に把握するとともに、地域にも目を向け、その解決に向けて組織的に対応している。	・教職員間の連携調整を図りながら、児童生徒の課題について適切にアセスメントするとともに、地域や関係機関との信頼関係を構築し、支援体制を確立している。
		健康相談、教育相談、生徒指導及びいじめ・不登校、虐待防止対策	・個への対応 ・コミュニケーション能力	・健康相談、生徒指導、教育相談に関する基礎理論・知識を習得している。	・健康相談、教育相談、生徒指導を適切に行う上で必要な理論や技法について理解するとともに、児童生徒の特性や人間関係、家庭環境等を把握し、それらを考慮した指導・支援を行っている。 ・児童生徒の健康課題やいじめ・不登校等の課題について、関係教職員への報告・連絡・相談を密にするとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、児童相談所等と連携しながら課題の解決に向けて組織的に取り組んでいる。	・児童生徒一人ひとりの特性や人間関係、家庭環境などを多面的に捉え、個に応じた適切な指導・支援を行っている。 ・同僚の生徒指導上の悩みを理解し、課題の解決に向けて指導・助言を行っている。	・児童生徒の実態を的確に把握し、個に応じた適切な指導・支援を組織的に継続して行っている。 ・学校全体の生徒指導上の課題について教職員間で共通理解を図るとともに、児童生徒一人ひとりの課題の解決に向けて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、児童相談所等の関係機関と連携しながら組織的に対応している。	・個々の児童生徒の実態を的確に把握し、担任や学年団の相談役になるとともに、関係機関等との連携を積極的に図ることで、組織的な対応ができる体制づくりに努めている。 ・学校教育目標を具現化するために、教育活動全体に参画し、学校保健活動を総合的に推進するための保健室経営を展開している。
		特別な配慮を必要とする児童生徒への指導	・特別支援教育の視点	・特別な配慮を必要とする児童生徒への指導に関する基礎理論・知識を習得している。	・児童生徒の実態把握に基づいた「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」を理解し、一人ひとりの教育のニーズに応じた適切な指導・支援を行っている。	・関係機関と連携しながら、「個別の教育支援計画」に基づき「個別の指導計画」の作成に参画し活用を行っている。	・組織的な校内支援体制を構築し、関係機関等と連携を図りながら合理的配慮を行っている。	
		健康課題の把握と保健室経営	・児童生徒との関わり ・健康課題の解決	・保健室経営に関する基礎理論・知識を習得している。	・保健室経営の具体的な方策を立案し、実行している。 ・児童生徒の健康実態を把握するために必要な情報を収集し、健康課題を分析している。	・保健室経営において、児童生徒の個別及び集団の健康課題の解決を図っている。	・学校教育目標を具現化するための保健室経営を展開している。	
学校運営・教職員連携	⑥学校運営⑦他の教職員との連携及び協働の在り方	学校安全への対応	・救急体制 ・危機管理	・学校教育の社会的・制度的・法律的・経営的理解に関する基礎理論・知識を習得している。	・校内の救急体制を把握し、適切に救急対応をしている。 ・危機管理体制（危機管理マニュアル）を把握し、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるための適切な対応や危機の未然防止に努めている。	・危機管理体制（危機管理マニュアル）を把握し、学年や学校全体を広く見渡す視点に立った上で、過去の事例に学びながら、適切に研修等を行い校内の救急体制の周知を図るとともに、迅速な対応及び危機の未然防止に努めている。	・校内の救急体制、危機管理体制（危機管理マニュアル等）を把握し、必要に応じて危機管理体制の点検や改善をしている。	・学校全体の視点に立って、危機の未然防止策や危機発生時の具体的な対応策について、校長に進言したり、教職員に指示したりするなどの対応を行っている。
		家庭・地域とつながる力	・学校、家庭、地域との連携	・地域社会に貢献することについて、自分なりの考えを持ち、実行しようとしている。	・家庭・地域と連携し、児童生徒を共に育んでいこうとする関係を築いている。	・家庭・地域・関係機関等と連携し、組織的な対応をしながら児童生徒の指導を推進している。	・家庭・地域・関係機関等との連絡・調整に努め、必要な情報を収集・発信しながら、学校課題の解決に向けた校内体制を構築している。	・家庭、地域等との連携、調整役として、保護者や地域等の協力を得ながら学校課題の解決に向けた取組を推進する役目として率先して行動している。
		組織として連携・協働する力（同僚、関係機関、異校種）・保健組織活動（児童生徒保健委員会、学校保健委員会、外部連携等）	・目標 ・業務改善 ・事務 ・外部 ・チームマネジメント ・協働的教職員集団づくり	・集団で業務を遂行する際、自らの役割に応じて適切に行動し、力を発揮している。	・管理職や同僚の指導・助言を受けながら、組織の中における自らの役割や責任を自覚するとともに、その一員としての業務を遂行している。 ・保健組織活動の企画・運営に参画し、自校の健康課題と結びつけて考えている。	・同僚と協働しながら適切に業務を遂行するとともに、関係機関・異校種との連携を適切に行っている。 ・学校全体を広く見渡す視点に立って、自校の特色について把握し、その特色を生かした実践を行っている。 ・自校の健康課題を把握し、その解決に向けて保健組織活動の実践を行っている。	・学校課題の解決に向けて、保健組織活動を計画的かつ積極的に行い、組織力を向上させている。 ・組織全体について、自己の経験を生かしながら内外の環境要因を広く見渡し、その特色を生かした「チーム学校」（効果的・効率的な組織）としての教育活動を展開している。	・様々な学校課題の解決に向けて、保健組織活動をはじめとする教職員間や関係機関等との連携・協働体制の構築に向けて、校長を補佐しながら「チーム学校」（効果的・効率的な組織）作りに努めている。 ・教職員の意見を積極的に吸い上げるなど、風通しのよい職場作りに努めるとともに、働き方改革の推進に取り組んでいる。
					・各期（ステージ）において、学校教育目標の達成に向けて管理職及び同僚と協働しながら取り組むとともに、取組の継承や後継者育成を近隣他校、中学校区、全県的と視野を広げながら業務を遂行している。			

※　必要に応じて、「児童生徒」は「幼児児童生徒」と読み替える。

※赤字は、養護教諭としての専門性を示している。

実施要項

令和５年度６年目研修実施要項

鳥取県教育センター

１　目的

６年目研修は、学習指導・保健教育等の専門的知識・技能を習得し、実践的指導力の充実及び教職員に求められる視野の拡大を図るとともに、学校組織へ貢献する意識を高めることを目的とする。

２　対象

（１）対象者

小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の教諭・養護教諭で、在職期間が５年に達した者のうち、６年目研修の未修了者（以下「対象者」という）。

（２）在職期間の計算方法

中堅教諭等資質向上研修に準ずる。

（３）実施年度の変更

対象者が配置されている学校の事情等により、本来実施すべき年度に研修を実施することが困難であると明らかになった場合、校長は教育センターへの申請によって、実施年度を遅らせることができる。このとき、校長は教育センターに「６年目研修対象者の研修実施年度変更届」（以下「研修実施年度変更届」という）（様式［６年目］）を提出する。

３　研修内容及び日数

（１）教育センターが企画する研修は、４日とする。

［教諭］

- 自己成長のマネジメントに関する研修
- 学習指導に関する研修
- 課題研究に関する研修
- 実践的指導力の充実のための選択研修

［養護教諭］

- 自己成長のマネジメントに関する研修
- 保健教育に関する研修
- 課題研究に関する研修
- 実践的指導力の充実のための選択研修

（２）校内研修は、通年とする。

［教諭］

学習指導に関する課題研究（授業実践をとおした指導力向上研修）

［養護教諭］

保健教育に関する課題研究（実践をとおした指導力向上研修）

４　提出書類及び様式

研修実施年度変更届（様式［６年目］）（必要のある場合）

５　保存書類及び保存期間

校長は、「研修実施年度変更届」（様式［６年目］）を提出した場合は、写しを令和５年度の配置校に５年間保存する。

様式［６年目］

令和　　年　　月　　日

鳥取県教育センター所長　様

（　学校名　）校長
（　公　印　省　略　）

６年目研修対象者の研修実施年度変更届

下記のとおり「６年目研修対象者の研修実施年度変更」を申請します。

記

１　対象者の職・氏名

２　申請の事由

実施手引

令和５年度６年目研修実施手引

１　対象者

○平成３０年度採用の小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校の教諭
○平成２９・３０年度採用の高等学校の教諭
○平成１２～２９年度採用の教諭のうち、５年経験者（５年目）研修又は６年目研修の未修了者
○平成２９・３０年度採用の養護教諭
○平成１２～２８年度採用の養護教諭のうち、５年経験者（５年目）研修又は６年目研修の未修了者

２　在職期間の計算方法

在職期間の計算方法は、中堅教諭等資質向上研修に準ずる。

３　対象者の登録

（１）対象者の登録

校長は、資料「中堅教諭等資質向上研修に係る在職期間の計算方法等について」（Ｐ．１１）により対象者を確認し、教育センター研修講座登録システムの登録方法に従って対象者を登録する。ただし、実施要項２（３）により研修実施年度を遅らせる者については、対象者の登録をする必要はない。

【登録締切】令和５年４月１０日（月）午後５時

（２）研修実施年度の変更

研修実施年度を遅らせる場合は、「研修実施年度変更届」（様式［６年目］）を教育センターに提出する。

（３）「研修実施年度変更届」（様式［６年目］）の提出

・実施手引５　文書の提出（Ｐ．１０）参照
・年度途中で実施年度の変更の必要が生じた場合は、教育センターに連絡の上、随時提出する。

４　内容及び日数

（１）教育センターが企画する研修（４日）（選択研修１日を含む）

①教諭（４日）

番号	研修項目
１	自己成長のマネジメント（１）　学習指導（１）　課題研究（１）
２	学習指導（２）　課題研究（２）　自己成長のマネジメント（２）
３	課題研究（３）　自己成長のマネジメント（３）　これからのビジョンづくり

4	【選択研修】 以下の（Ⅰ）（Ⅱ）のいずれかを選択する。 （Ⅰ）教育センターが実施する専門研修、島根県教育センターとの連携講座、島根大学との連携講座から１つ選択し受講する。 （Ⅱ）エキスパート教員の公開授業を参観する。

②養護教諭（４日）

番号	研修項目
1	自己成長のマネジメント（1）　保健教育（1）　課題研究（1）
2	保健教育（2）　課題研究（2）　自己成長のマネジメント（2）
3	課題研究（3）　自己成長のマネジメント（3）　これからのビジョンづくり
4	【選択研修】 教育センターが実施する専門研修、島根県教育センターとの連携講座、島根大学との連携講座から１つ選択し受講する。

【留意事項】

◇選択研修の登録

教育センター研修講座登録システムに従って、「専門研修」入力により登録する。
ただし、一部別途申込が必要な講座があるため、令和５年度教職員研修実施要項を確認すること。

【登録締切】

教育センターが実施する専門研修を選択する場合

一次締切　令和５年５月１１日（木）午後５時

二次締切　各研修講座開催期日の２週間前

島根県教育センターとの連携講座又は島根大学との連携講座を選択する場合

令和５年４月１７日（月）午後５時

◇エキスパート教員の公開授業参観

・教育センターホームページ「エキスパート教員授業案内」等を参照し、各自で申込を行い、参観する。
・他校に参観に行った場合の旅費については、教育センターが負担する。市町村立学校は、旅費システムで備考欄に「６年目研修選択研修」と入力し、教育センターに旅費を請求する。県立学校は、令達旅費から執行する。

◇選択研修の読替

次のいずれかに該当する場合、選択研修を読み替えることができるものとする。

①文部科学省又は県教育委員会主催の研究大会に参加する場合
②教育センターの講座における講義・指導助言・実践発表者となる場合
③教育センターが実施する職務研修を受講する場合
④メンター方式におけるメンターチームの構成員であり、メンターチーム研修に参加する場合
※平成１２～１４年度採用の対象者については、選択研修を免除する。

（２）校内研修（通年）

①教諭

【学習指導に関する課題研究】

○学習指導に関する課題研究のテーマを設定し、以下の教科等について具体的な実践を行う。

・小学校・・・「国語科」「算数科」を中心に行う。

※ただし、国語、算数の授業を担当していない者は、他教科等でもよい。

・中学校・・・「各教科」

・特別支援学校・・・「各教科」「特別の教科　道徳」「各教科等を合わせた指導」「自立活動」

○研究の視点を明確にもち、授業実践を３回以上（研修番号２までに１回以上実施する）行い、他の教員等から助言を得る。そのうち１回は、学習指導案を作成した上で授業実践を行う。その際は、複数名の教職員の参加（管理職の参加が望ましい）による協議をもち、指導を受ける。

【校内への還元】

○教育センターが企画する研修で習得した専門的知識や技能を、学校全体又は学年全体等の取組に反映することで校内に還元する。

②養護教諭

【保健教育に関する課題研究】

○保健教育に関する課題研究のテーマを設定し、具体的な実践を行う。

○研究の視点を明確にもち、実践を３回以上（研修番号２までに１回以上実施する）行い、他の教員等から助言を得る。そのうち１回は、学習指導案を作成した上で授業実践を行う。その際は、複数名の教職員の参加による協議をもち、校長、副校長又は教頭の指導を受ける。

５　文書の提出

「研修実施年度変更届」（様式［６年目］）（必要のある場合）

［市町村立学校］

①提出の流れ

・教育センターは、各市町村教育委員会に文書の提出について通知を行う。
・各学校から各市町村教育委員会への提出方法は、各市町村教育委員会の指示による。
・提出の際のファイル名は次のとおりとする。
　ファイル名：【学校名　対象者名】様式［６年目］
・各市町村教育委員会は、所管の各学校から提出のあった文書ファイルを取りまとめの上、学校業務支援システムの文書連絡機能で回答する。

②提出期限

・各学校から各市町村教育委員会への提出期限は、各市町村教育委員会の指示による。
・各市町村教育委員会が学校業務支援システムの文書連絡機能で回答する期限は、次のとおりとする。

市町村立学校	市町村教育委員会	県教育委員会	
		各教育局	教育センター
提出する文書	提　出　期　限		
研修実施年度変更届 （様式［６年目］）	市町村教育委員会から示された期日	令和５年 ４月１９日（水）	令和５年 ４月２１日（金）

※年度途中で実施年度の変更の必要が生じた場合は教育センターに連絡の上、随時提出する。

［県立学校及び国立大学法人が設置する学校］

①提出の流れ

・教育センターは、各学校に文書の提出について通知を行う。
・各学校は、文書ファイルを取りまとめの上、電子メールで教育センターに提出する。
・提出の際の提出先、件名及びファイル名は次のとおりとする。
　提出先：［県立学校］教育センター宛ノーツメール
　　［国立大学法人が設置する学校］教育企画研修課代表アドレス
　　kikaku@kyoiku-c.torikyo.ed.jp
　件　名：【学校名】研修実施年度変更届の提出について
　ファイル名：【学校名　対象者名】様式［６年目］

②提出期限

各学校から教育センターに文書を提出する期限は、次のとおりとする。

提出する文書	提出期限
研修実施年度変更届（様式［６年目］）	令和５年４月２１日（金）

※年度途中で実施年度の変更の必要が生じた場合は教育センターに連絡の上、随時提出する。

資料

「中堅教諭等資質向上研修に係る在職期間の計算方法等について」

中堅教諭等資質向上研修に係る在職期間の計算方法等について

○在職期間の計算は、履歴書の記載に基づいて行うこととする。

１　中堅教諭等資質向上研修（１０年経験者）に係る在職期間の計算方法

（１）　在職期間は、幼稚園又は国立、公立の学校の教諭等として在職した期間（臨時的に任用された期間を除く。）を通算した期間とする。

◆留意事項

「臨時的に任用された期間」については、在職期間の計算には含めないこと。

○具体例

・定数内講師、定数内養護助教諭、研修代員、産休代員、病気休暇代員、育児休業代員等の期間
・非常勤講師の期間

（２）　指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した期間があるときは、その期間は、当該在職期間（教諭等としての身分を保有する期間）に通算することとする。

◆留意事項

「指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した期間」とは、指導主事、社会教育主事のほか、管理主事等として学校教育又は社会教育に関する事務に従事した期間などが想定されること。なお、これらの職にある間は、その在職期間が１０年に達したとしても、教諭等ではないため中堅教諭等資質向上研修の対象とはならないが、在職期間が１０年に達した後１年以内に当該者が教諭等となったときには、中堅教諭等資質向上研修の対象となる。

○具体例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１８条第４項後段の規定により指導主事に充てられた者以外で、
・県教育委員会の職員として学校教育又は社会教育に関する事務に従事した期間
・市町村教育委員会の職員として学校教育又は社会教育に関する事務に従事した期間
（末尾〈参考資料〉参照）

（３）　在職期間のうち、次に掲げる期間が引き続き１年以上あるときは、その期間の年数（１年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を当該在職期間から除算する。

ア　国家公務員法又は地方公務員法の規定による休職又は停職により現実に職務を執ることを要しない期間

○具体例

・１年未満の休職が非連続で複数回ある場合、その期間を通算すると１年以上となっても、在職期間から除算しない。
・休職又は停職期間が更新されたときは、通算期間が１年以上になる場合のみ年単位で除算する。
・平成１５年６月１日から平成１６年１０月３１日までの１年５ヶ月間を休職した場合の除算期間は１年とする。

イ　国家公務員法又は地方公務員法の規定により職員団体の役員として専ら従事した期間

○具体例

・鳥取県教職員組合、鳥取県高等学校教職員組合の専従休職期間

ウ　国家公務員の育児休業等に関する法律又は地方公務員の育児休業等に関する法律の規定による育児休業の期間

○具体例

・１年以上の育児休業期間を年単位で除算する。 ・育児休業期間のみ除算する。（産前休暇、産後休暇は除算の対象外）

エ　私立の学校の教諭等として在職した期間について、上記ア又はウの期間に準ずるものとして任命権者が認める期間

オ その他在職期間から除算すべき期間として文部科学大臣が定める期間

◆留意事項

①地方公共団体において定められた条例等の規定に基づき、負傷又は疾病による療養のため休暇を取得した期間

②地方公共団体において定められた条例等の規定に基づき、国外勤務を命ぜられた配偶者に随伴するため休暇を取得した期間

○具体例

①公務による負傷又は疾病 ②海外随伴休暇の期間

カ　なお、上記ア～オの各号に掲げる期間以外は、教諭等として、その職務に従事することを要しない期間であっても、中堅教諭等資質向上研修に係る在職期間に含まれること。

◆留意事項

①職員の自己啓発等休業に関する条例（平成１９年鳥取県条例第８９号）により自己啓発等休業をした期間

②国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和４５年法律第１１７号)第２条又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和６２年法律第７８号）第２条の規定により国際機関等に派遣された期間

③公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成１２年法律第５０号）第２条第１項の規定により公益的法人等に派遣された期間

○具体例

①自己啓発等休業を利用した大学等課程の履修又は国際貢献活動 ②国際協力事業団（ＪＩＣＡ）による青年海外協力隊への派遣期間 ③鳥取県教育文化財団、鳥取県人権文化センター ④県外人事交流 ⑤その他 ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１８条第４項後段の規定により指導主事に充てられた期間 ・知事部局、文部科学省、国内外の大学・大学院・教育研究機関・独立行政法人社会教育施設等への研修派遣期間 ・鳥取県人権教育推進協議会、日本語学校（アリアンサ）への派遣期間 ・長期社会体験研修の派遣期間

２　中堅教諭等資質向上研修の対象から除く者

（１）　他の任命権者が実施する中堅教諭等資質向上研修（１０年経験者研修）を修了した者

◆留意事項

「他の任命権者が実施する中堅教諭等資質向上研修を修了した者」とは、任命権者ごとに中堅教諭等資質向上研修の実施に係る在職期間の年数が異なる場合があることから、例えば、既に中堅教諭

等資質向上研修を修了した者が、その後別の任命権者により実施される中堅教諭等資質向上研修の対象となった場合などが想定されること。

○具体例

・他県等で中堅教諭等資質向上研修を修了した者が、その後鳥取県で採用となり、本県の中堅教諭等資質向上研修の対象者となった場合は、その対象から除くものとする。

（２）　指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した経験を有する者で、任命権者が当該者の経験の程度を勘案して中堅教諭等資質向上研修を実施する必要がないと認める者

◆留意事項

「指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した経験を有する者」とは、上記１の（２）の考え方と同様、指導主事、社会教育主事のほか、管理主事等として学校教育又は社会教育に関する事務に従事した期間などが想定されること。なお、ここには教諭等は含まれないこと。

○具体例

・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１８条第４項後段の規定により指導主事に充てられている者

〈参考資料〉

１　県教育委員会の職員として学校教育又は社会教育に関する事務に従事した期間

①事務局

「教育総務課」「教育環境課」「教育人材開発課」「教育センター」「小中学校課」「特別支援教育課」「高等学校課」「いじめ・不登校総合対策センター」「社会教育課（家庭・地域教育課、生涯学習課）」「県立図書館」「人権教育課」「美術館整備局」「県立博物館」「体育保健課（スポーツ健康教育課・スポーツセンター）」「東部教育局」「中部教育局」「西部教育局」「文化財課（文化課）（平成３０年まで）」「妻木晩田遺跡事務所（平成２１年度まで）」

②教育機関

「県立船上山少年自然の家」「県立大山青年の家」「県埋蔵文化財センター」

「県立生涯学習センター（平成１６年度まで）」「むきばんだ史跡公園（平成２２年度から）」

２　市町村教育委員会の職員として学校教育又は社会教育に関する事務に従事した期間

①事務局

②教育機関（県教育委員会に準ずるもの）